

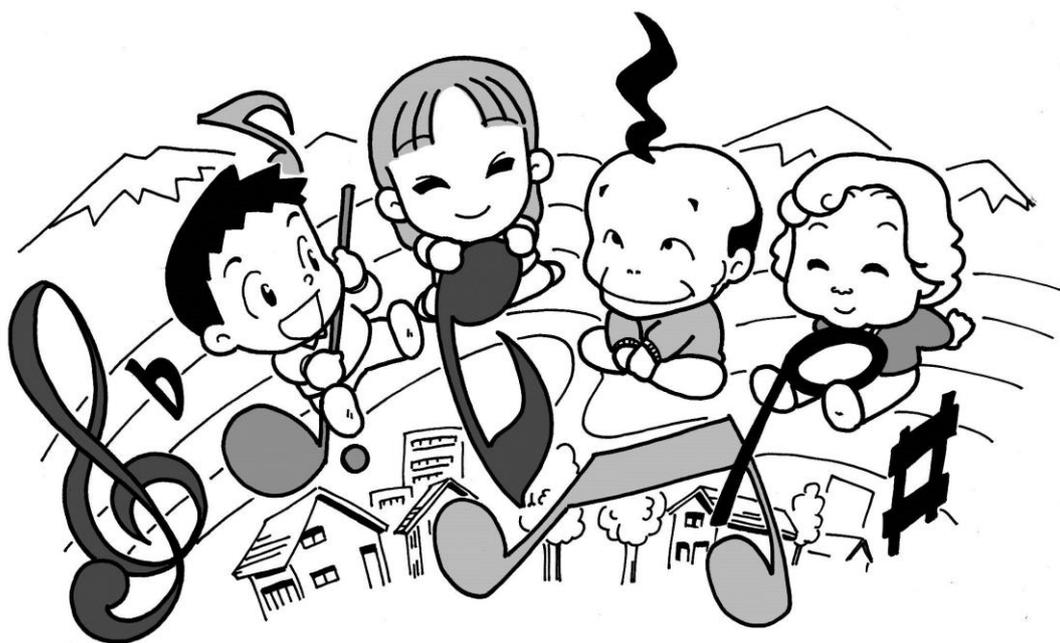
第2次南アルプス市男女共同参画基本計画

南アルプスハーモニープラン

男女共同参画社会の実現をめざして

平成27年度～令和6年度

(令和元年度 改訂)



南アルプス市



はじめに

近年、少子高齢化が進行し、人口減少や景気の長期低迷など社会経済情勢が急激に変化するなか、市民が地域での活動や市政に積極的に参画してまちづくりを担っていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められております。

本市では、平成16年度に「南アルプス市男女共同参画基本計画 南アルプスハーモニープラン」を策定し、平成18年12月に「南アルプス市男女共同参画推進条例」の制定、及び男女共同参画都市宣言を行い、プランに基づいたさまざまな施策を積極的に進めてきました。

しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識や、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において男女それぞれの意識改革が十分でないことから、より一層の推進を図るため、平成27年度を開始年度とする「第2次南アルプス市男女共同参画基本計画 南アルプスハーモニープラン」を策定いたしました。策定後、5年を経過したことから、今般、目標管理をするため、見直しを図りました。

この計画では、ユネスコエコパークの基本理念である「人と自然とが共生し、平和で豊かな地域をつくる」ことを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために、「男女が共に『個』として輝き、共に参画するまちづくり」をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民のみなさまをはじめとします関係各位に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

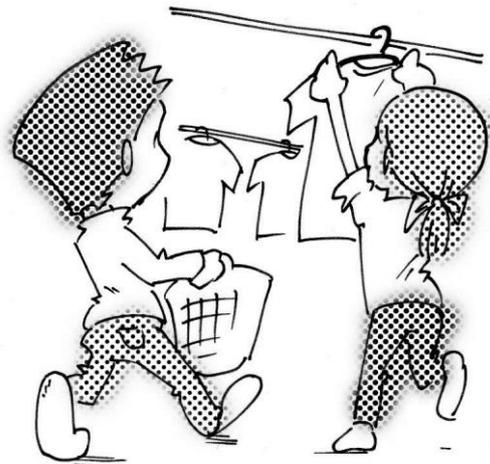
南アルプス市長 金丸一元

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画の性格	
2 計画の期間	
3 計画の基本視点	
4 計画の体系	
第2章 計画の内容	
基本目標1 「男女の人権の尊重とその実現」	5
重点目標1 男女の人権の具体化	
重点目標2 男女平等教育と意識啓発の推進	
重点目標3 あらゆる暴力の防止	
基本目標2 「男女が共に自立して支え合う家庭づくり」	10
重点目標1 家庭での役割分担における意識改革の推進	
重点目標2 子育て支援、介護支援などの環境づくり	
重点目標3 心とからだの健康支援	
重点目標4 自立のための生活支援	
基本目標3 「男女共同参画による豊かな地域社会づくり」	16
重点目標1 男女共に世代を超えた地域づくり	
重点目標2 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	
重点目標3 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	
重点目標4 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	
基本目標4 「男女が平等で共に働きやすい職場づくり」	24
重点目標1 職場での男女平等の促進	
重点目標2 農業等における労働環境の整備	
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
基本目標5 「男女共同参画プランの推進体制づくり」	28
重点目標1 推進体制の充実	
数値目標一覧表	30
資料編	33

第1章

計画策定の基本的な考え方



1 計画の性格

- 1 この計画は、「第2次南アルプス市総合計画（平成27年度から平成36年度）」の「政策1 安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」の中の、「施策2 市民参加のまちづくり」に位置づけられ、家庭・地域社会・職場・学校・事業所及び行政が共にめざすべき方向性を示しています。
- 2 この計画は、男女共同参画基本法及び南アルプス市男女共同参画推進条例に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」と、県の「第3次山梨県男女共同参画計画」を踏まえ、各事業計画との整合性を図っています。
- 3 この計画は、「男女共同参画に関する市民アンケート調査」及びパブリックコメントによる市民の意見を反映しています。
- 4 この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけています。

2 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とします。ただし、施策を計画的に推進するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の基本視点

本市においては、平成17年度「南アルプスハーモニープラン」を策定し、平成26年度まで男女共同参画の推進を図ってきました。その間、平成18年12月には「南アルプス市男女共同参画推進条例」が公布され、本市における男女共同参画推進活動の成果につながっています。また、平成22年12月には国の新たな基本計画「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、平成24年2月には山梨県においても「第3次山梨県男女共同参画計画」が策定されました。国及び県の提示した新たな視点も勘案して、同年3月、本市プランの見直しを行い、本年度、計画期間の終了をみました。

このたび「第2次南アルプス市総合計画」の策定に伴い、ここに「第2次南アルプス市男女共同参画基本計画 南アルプスハーモニープラン」を策定することになりました。

策定にあたっては、見直しプランの取り組みを継続し、重点的に実践すべき事項を中核としてプランの事業を組み立てています。

今回の策定において、引き続き取り組む重点事項は、次のとおりです。

(1) 人権を生活の中で実体化していく取り組みを行なう

学習面では、①「男女平等」についての知識と理解を提供し（これは「男女共同参画の基本」である）、それとともに広く、②「人権」についての知識と理解を提供する（これは「男女共同参画は人権問題」という考え方に基づく）。

実践面では、①人権の尊重を日常の中で取り組み（家庭生活・夫婦生活・子育て・介護などの場面で）、②他人の家の内情の暴露を禁止し（プライバシーの保護に該当）、③暴力の禁止やお互いの話を聞き合うという態度を養成し、④いじめ等の人権侵害からの自殺の防止を図る。

- (2) 数値化を強化する
- ① できる限り多くの事項を「期限化」する。
 - ② できる限り多くの事項を「数値目標化」する。
- (3) 男女共同参画についての「正しい」理解を促進する（特に行政職員及び一般市民を対象にして）
- 内容面では、①性差別の禁止、②男女共同参画の推進の必要性、③多様な生き方ができる社会の構築、④固定的な性別役割分担意識の解消
- 方法面では、①各自の学習による周知、②推進委員による推進活動
- (4) パブリシティ（公開性）を強化する
- 条例やプランなど、男女共同参画に関する正しい情報を多くの方が簡便に入手できるように、情報の公開性を高め強化する。
- ① インターネットによる「条例」の公表と周知（ダウンロードを可能にする）本市の優れた条例を正しく知ってもらうために「全文」を入手できる状態に置く
 - ② インターネットによる条例の「逐条解説」の公表と周知（ダウンロードを可能にする）市民が各自で条例を読んでその規範内容がよくわかるように条例の理解を助けるため、すでに条例制定時に作成してある逐条解説の「全文」を入手できる状態に置く
 - ③ インターネットによるプランの公表と周知（ダウンロードを可能にする）市民がプラン冊子の「全文」（PDF ファイル）を入手できる状態に置く
- (5) 人づくりのための教育訓練プログラムの強化
- 男女が対等に評価され利益と責任を分かち合う男女共同参画社会を形成するためには、何よりも、人づくりが大切であるから、そのための教育訓練プログラムが強化されなければならない。
- ① 学習面では、以下のような人づくりを行う
 - (1) 議論できる人づくり
 - (2) 指導できる人づくり
 - (3) 男女共同参画を正しく伝えられる人づくり
 - (4) 男女共同参画推進の核になる人づくり
 - ② 男女共同参画推進の核となる人に、活動機会を確保し提供する
委員会との関連では、行政側は機会を提供することに努め、推進委員側は説明経験を蓄積していく
プランモニター制などとの関連も模索する
- (6) 安全安心な暮らしづくりへの貢献（男女共同参画とを繋げる）
- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶（専業主婦を含めた女性の安全）
 - ② 虐待からの児童の保護（親のケア・周囲の人による警戒）
 - ③ 高齢者・障害者に対する虐待への対応
 - ④ 相談窓口の設置と男女による相談担当
 - ⑤ 防犯防災に向けた男女共同参画の促進と団体支援
 - ⑥ 環境問題への男女共同参画
- (7) モニターの強化（プランの職場・住民への影響や成果の浸透度の検証のため）
- ① プランモニターの設置
市内各所にプランモニターを設置する。そのことで、市内のどこにプランの何が伝わっているかあるいはないかがモニターでき、伝わっていない地域・伝わっていない情報を獲得することで、その後の合理的な推進活動に役立てることができる。
 - ② 苦情の処理の手続きの確立（プランのモニタリングの成果の反映として）
男女共同参画施策と異なる状況が発見された時の対応の実効ある手続をつくる。

(8) 男女共同参画の推進力の強化

① 推進委員の推進能力の向上

推進委員を対象に、少し高度で各部会に適した人づくり講座を提供する。

② 推進委員の活動のサポート

例えば、推進委員が企業への推進活動を図ろうとするときには行政によるサポートが必要である。

③ 行政による推進機会の創出とサポート

行政が推進委員に推進の機会を掘り起こして提供し、推進委員が活動に赴く。

(9) 経済活性化のための男女共同参画的取り組み

男女平等は経済の活性化に繋がることが EU 試算や国連白書で示されてきている。

① 男女平等の職場づくり（これによる企業業績の向上を図る）

② 女性が経済的に自立することの促進

女性の経済的自立を、経済の活性化および元気な社会づくりに繋げる。

以上、9項目の重点事項を、本プランの各所の事業の中に盛り込むように策定しています。

総合目標

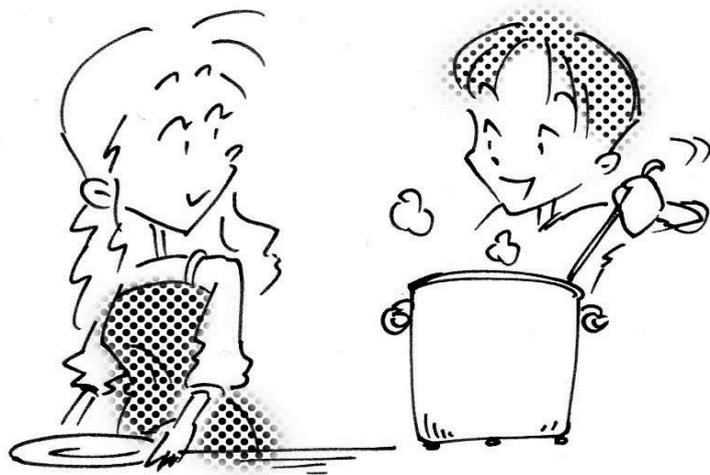
男女が共に「個」として輝き、共に参画するまちづくりをめざして

4 計画の体系

施策の基本目標	重点目標	施策の方向
1 男女の人権の尊重とその実現	(1) 男女の人権の具体化	①法制度に関する知識の充実 ②メディアへの男女共同参画の視点の投入
	(2) 男女平等教育と意識啓発の推進	①家庭・学校・生涯学習等における男女平等教育の推進
	(3) あらゆる暴力の防止	①あらゆる暴力防止に向けた学習、啓発の推進 ②相談体制の充実
2 男女が共に自立して支え合う家庭づくり	(1) 家庭での役割分担における意識改革の推進	①多様化するライフスタイルに応じた家庭づくり
	(2) 子育て支援、介護支援などの環境づくり	①多様な子育て支援の充実 ②家族介護と介護予防への支援の充実
	(3) 心とからだの健康支援	①心身の健康づくりの充実 ②男女互いの性の理解と尊重
	(4) 自立のための生活支援	①生活上の困難に直面する男女への支援
3 男女共同参画による豊かな地域社会づくり	(1) 男女共に世代を超えた地域づくり	①地域社会における制度・慣行の見直し ②男女共同参画の視点に立った地域防災活動の推進
	(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	①男性にとっての男女共同参画の推進 ②子どもにとっての男女共同参画の推進
	(3) 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	①各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上 ②市政等への参画の促進
	(4) 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	①国際社会の取り組み等の情報収集とその施策への反映 ②国際社会の情報収集を目的とした国際交流への取り組み
4 男女が平等で共に働きやすい職場づくり	(1) 職場での男女平等の促進	①雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保 ②働く男女の制度的支援の充実
	(2) 農業等における労働環境の整備	①農業・商工業・自営従事者・女性起業家への就業環境の整備
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	①調和のとれた労働・家庭生活・地域活動への支援
5 男女共同参画プランの推進体制づくり	(1) 推進体制の充実	①推進機関の充実 ②他団体との連携、情報交換の推進

第2章

計画の内容



1. 男女の人権の尊重とその実現

(1) 男女の人権の具体化

① 法制度に関する知識の充実

男女共同参画を支える男女の人権について、正確な知識を深めるため、日本国憲法・男女共同参画基本法及び男女雇用機会均等法等により保障されている人権や法律上の権利について、研修会や講座等を開催します。図書の実践にも努め、情報媒体を活用し情報を提供します。

市民の取り組み

- ◎ 憲法や法律を身近なものとして考える機会をつくりましょう。
- ◎ 生活の中にある男女差別や性別による役割分担をみつけてみましょう。
- ◎ 男女の人権の社会的、経済的効果を学習しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
講演会・学習会等の開催と内容の充実	人権が尊重される社会をめざし、憲法、法律、条例等の理解の促進と活用能力の向上に努め、学習会の開催と内容の充実を図ります。
図書等の充実	男女共同参画に関係する図書の充実と関連資料の収集に努めます。各図書館の連携を図り、必要な図書や情報を提供します。
広報等の発行	男女共同参画に関する広報・情報誌・ホームページ・CATV等で情報を提供します。

②メディア^{注1}への男女共同参画の視点の投入

新聞・テレビ・雑誌などが流す情報の中に、ジェンダー^{注2}による偏見が含まれており、そのため、固定的な性別役割分担意識がすり込まれていることが多いものです。ジェンダーによる偏見に気づくための研修会や講座等を開催します。

注1 媒体。手段。特に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体。

注2 社会的、文化的に形成される男女の差異。「男らしさ」、「女らしさ」といった言葉で表現されるもの。社会的性別

市民の取り組み

- ◎ 無意識のうちに男女差別や性別による役割分担を決め付けていませんか？
この機会に見直してみましょう。
- ◎ テレビ・新聞等の内容についてジェンダーチェック^{注3}をし、家族で考えてみましょう。
- ◎ 気づくことが大切です。市から発行される情報誌等には目を通し共に考えてみましょう。

注3 社会的、文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるものを調べ照合すること

行政の取り組み

事業	内容
講座・学習会等の開催と啓発活動の実施	男女共同参画に関する理解はメディアによる影響も多いと思われます。ジェンダーによる偏り(バイアス)を理解するための学習会等を開催し啓発に努めます。
広報等の発行	男女共同参画に関する広報・情報誌・ホームページ・CATV 等情報の提供をします。 市で発行する広報等の内容についてジェンダーによる固定的な内容に偏らない広報等に努めます。

(2) 男女平等教育と意識啓発の推進

① 家庭・学校・生涯学習等における男女平等教育の推進

乳幼児期からのあらゆる教育の場において、男女平等を中心とする人権教育を推進します。市職員・教職員等に対する研修を実施します。

市民の取り組み

- ◎ 各種の講座に積極的に参加しましょう。そのために共に家族が協力して参加しやすい環境を作りましょう。
- ◎ 感謝の言葉「ありがとう」を言い忘れていませんか？家族一人ひとりが、お互いを思いやりながら生活しましょう。
- ◎ コミュニケーションをとり、日ごろから話し合う機会を持ちましょう。

行政の取り組み

事業	内容
人権教育・男女平等教育の推進	各学校や保育所等では、ジェンダーにとらわれない教育を推進し、男女平等を中心とする人権教育の推進を図ります。さらに市の人権擁護委員等の協力を得て市内の保育所や小中学校で学習会を開催します。
教職員等の研修会実施	男女共同参画社会の理解を深めるため、学校現場で直接児童、生徒を指導する教職員等を対象とした研修等の取り組みを促進します。また情報提供にも努めます。
男女共同参画に関する生涯学習機会の充実	市民誰もが男女の区別なく、生涯にわたって社会のあらゆる分野に参画していくため男女共同参画の学習会を開催します。

(3) あらゆる暴力の防止

① あらゆる暴力防止に向けた学習、啓発の推進

夫婦間や恋人（生活の本拠を共にしない交際相手）からのあらゆる形態の暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）と、家庭内での児童虐待・介護高齢者・障がい者への暴力及び職場・学校・地域社会等における、言葉の暴力、いじめ、セクシュアル・ハラスメントなど多くの場でさまざまな暴力があります。それらは人権侵害であり犯罪であるという認識を深めるための啓発に努めます。

市民の取り組み

- ◎ 安らぎのある社会をめざし、お互いを思いやり、家庭・職場・学校・地域などにおいて話し合いの時間を持ちましょう。
- ◎ DVやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{注4}などについて、正しい知識を学びましょう。

注4 職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ

行政の取り組み

事業	内容
あらゆる暴力防止に向けた学習、啓発の推進	暴力を未然に防ぐためにDVに関する学習会を開催します。また、学校における教育・啓発に努めます。
男女の人権を守るための啓発	配偶者からの暴力であるDVの根絶・ことばによる暴力も人権侵害であることの啓発に努めます。 企業・事業所等にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント ^{注5} 等の防止啓発に努めます。また性の商品化防止の啓発にも努めます。
障がい者・高齢者乳幼児に対する虐待防止の啓発	障がい者、高齢者、乳幼児の人権を守るため虐待防止の啓発を行います。

注5 職場などでの、妊娠・出産に関する嫌がらせ。妊婦に直接いやがらせを言ったりしたりするほか、妊娠を理由に自主退職を強要すること

② 相談体制の充実

相談者の二次的被害を防止するため、DVに関する正しい知識を身につけ、相談業務を遂行します。また、被害者の個人情報に関して適切な取り扱いを徹底し、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

市民の取り組み

- ◎ 暴力を受けた時は一人で悩まないで、人権擁護委員・警察署・弁護士会・女性相談所・市役所(子育て支援課)などに相談しましょう。
- ◎ 身近な人から相談を受けた時は、相談機関など情報提供に心がけましょう。

行政の取り組み

事業	内容
相談体制の充実	各関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。
DV防止に関する支援制度等の情報提供	市役所関係機関(子育て支援課)の協力を得ながら、情報提供の充実に努めます。
防犯意識の啓発と安全づくり体制の整備	不審者などからの防犯について、青色パトロール車による巡回と地域で取り組む体制の支援や、関係機関との連携を図り、子どもたちの安全対策に努めます。

2. 男女が共に自立して支え合う家庭づくり

(1) 家庭での役割分担における意識改革の推進

① 多様化するライフスタイル^{注6}に応じた家族づくり

家庭生活の中では、固定的な役割分担意識が根強く残っていて、家事・育児・介護などで女性に多くの負担がかかっています。これらを改善するために、男女がそれぞれ生活面においても人格的にも自立できる体制をつくり、相互の理解を得られるような啓発に努めます。各種講座等の開催を実施します。

注6 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

市民の取り組み

- ◎ 家庭内ではお互いを理解し合いながら、生活しましょう。
- ◎ 「ママの休日」をつくり、家族でママを応援しましょう。
- ◎ 家庭内でも個人のプライバシー^{注7}は守り、話し合いの時間を多く持ちましょう。
- ◎ 男女共に家事・育児・介護を担う能力をつけ、子どもたちにもお手伝いを習慣づけましょう
- ◎ 各種講座に家族みんなで参加しましょう。

注7 個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

行政の取り組み

事業	内容
男女共同参画に関する各種講座の開催	家族で協力して、家事・介護・育児等ができるように知識と技術の習得のため開催します。(男性料理教室・ファミリー料理教室・介護講座・育児教室など)
市民参加促進の啓発	男女が地域活動へ積極的に参加促進するための啓発に努めます。

(2) 子育て支援、介護支援などの環境づくり

① 多様な子育て支援の充実

安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。また働く親のための就労を援助し、相談体制などの充実や情報提供に努めます。

市民の取り組み

- ◎ 家族で仕事と家事について話し合い、お互いを理解し、全員でできることを分担しましょう。
- ◎ 妊娠・出産・育児を女性だけの事と思いませんか。男性も家族も協力しましょう。
- ◎ 未来を担う子供たちを、家族や祖父母・地域全体で育てていきましょう。

行政の取り組み

事業	内容
子育て相談の充実	乳幼児の成長発達・親の役割を理解し、安心して子育てができるよう相談体制の充実を図ります。
保育サービスの充実	労働形態の多様化と保護者のニーズに対応できるよう、一時保育・延長保育の充実を図ります。ホリデー保育事業を検討します。

② 家族介護と介護予防への支援の充実

介護に関するサービスの充実に努めます。相談体制を充実し、市で行う事業は、送迎等の支援を充実します。また、男女が協力して介護を行うための情報提供ならびに研修等を充実します。

市民の取り組み

- ◎ 家族が介護保険制度を有効に利用しながら、協力して介護しましょう。
- ◎ 介護に関する講座や研修会には積極的に参加しましょう。
- ◎ 介護支援の体制やサービスについて、知りたいときは在宅介護支援センターなどに気軽に相談してみましょう。

行政の取り組み

事業	内容
介護に関する講座の開催	在宅介護が安心して行われるように知識・技術の普及を図ります。介護予防や介護技術に関する講座を開催します。
家族介護支援事業	介護者のつどいを開催します。介護者同士のコミュニケーションの場を設けお互いの心身の負担を軽減し在宅介護を支援します。
高齢者介護予防支援事業	地域において自立した生活の継続を目指すため、各地域における介護予防拠点施設等を活用し介護予防の推進を図ります。
生活支援事業	住みなれた地域で暮らす事が出来るように一人暮らし高齢者等への生活支援に努めます。

(3) 心とからだの健康支援

① 心身の健康づくりの充実

心身ともに健康であることはすべての人の願いです。バランスのとれた食生活や生涯を通じたスポーツも健康づくりの重要な要素です。男女ともに子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりに努めます。

市民の取り組み

- ◎ 性別や年齢を超えお互いに支えあいましょう。
- ◎ 定期健康診断の受診に心がけましょう。
- ◎ 家族そろっての食事ができる環境を整えましょう。
- ◎ 各々がバランスのとれた食生活に心がけましょう。
- ◎ 自分にあったスポーツを見つけ、楽しみながら続けていきましょう。

行政の取り組み

事業	内容
ライフステージに応じた心身の健康づくり	乳幼児期から高齢期のライフステージに対応した健康づくりを推進するための知識の普及と相談体制を充実し、また、関係機関との連携体制を整備し、一人ひとりの心身の健康づくりに努めます。
成人の各種健康診断の充実	疾病の早期発見、早期治療ならびに自らの健康状態を知るために、年1回必要な健康診断を実施します。
成人の健康教室	子育て中の親であっても自らの健康づくりに役立てるために、いつでも親子で参加できるよう託児室を設けるなどの体制を整え、健診結果や個人の健康度に合った教室を開催します。
各種スポーツ教室の開催事業	市民ニーズにあった各種教室を開催します。子どもたちには体力向上と集団活動の体験や中高年には健康増進、生きがいづくりのきっかけとなる幅広い教室を開催します。

② 男女互いの性の理解と尊重

お互いが性に対する特徴を理解した上で生活することが大切です。結婚するか否か、子どもをいつ何人産むか否かを選択するなど個々により多様なライフスタイルがあります。個人の人権抑圧や干渉を受けない社会づくりに向け、お互いの生き方、選択を尊重し、支えあう社会の実現を目指し、性に関する理解と啓発に努めます。

市民の取り組み

- ◎ 男女の身体的・生理的な特徴やそれぞれの心身の状態を理解し合い、性に対する適切な知識を持ちましょう。
- ◎ 性に関することは家族になかなか話しにくいものです。特に普段から思春期の子どもの行動や、また更年期や高齢期での悩み事など夫婦間や家族内で話しやすい環境をつくっておきましょう。

行政の取り組み

事業	内容
リプロダクティブ・ヘルス／ ^{注8} ライツの理解と啓発	思春期や更年期における健康上の問題や性関係、妊娠、出産、HIV／エイズ等の健康教育の理解を深めるため情報提供や啓発に努めます。

注8 ライフサイクルを通し、性と生殖の健康を権利としてとらえようという概念であり妊娠・出産の調節はもとより、不妊、性感染症、HIV/エイズ、性暴力、売買春、女性特有の病気などが幅広く含まれる。

(4) 自立のための生活支援

① 生活上の困難に直面する男女への支援

母子・父子などのひとり親世帯、高齢者、障がい者、外国人住民など、地域生活上のさまざまな困難を抱えている人々が、地域で安心・安全に暮らすことができるように生活環境の整備を推進し、情報提供に努めます。

市民の取り組み

- ◎ 親として、自立、成長するために、市が実施する子育てに関する事業には女性だけでなく男性も積極的に参加し、情報も収集しましょう。
- ◎ 子育て支援に関する各種情報を伝え合いましょう。
- ◎ 悩みごとは、1人で抱えずに相談しましょう。
- ◎ 身近な地域活動に気軽に参加できるように呼び掛け、世代を超えてコミュニケーションをとりましょう。

行政の取り組み

事業	内容
生活困難者への支援	障がい者、ひとり親家庭、また一人暮らし高齢者等における生活上困難に置かれている男女への支援を充実します。
育児中の親への自立支援	性別、就労の有無にかかわらず育児中の親が経済的、社会的及び精神的に自立できるよう相談体制を充実し、情報提供を行い支援します。
男性の育児への積極的参加の推進	父親の子育てへの積極的な参加を促進するため情報提供を行い啓発を行います。

3. 男女共同参画による豊かな地域社会づくり

(1) 男女共に世代を超えた地域づくり

① 地域社会における制度・慣行の見直し

地域社会づくりは、市民が主役です。地域社会のさまざまな活動の中には、男女共同参画の視点から見て、「男のくせに、女のくせに」というような不合理な慣習が継続しています。これらの慣習を見直すと共に、性別や世代を超えて地域社会への参画や女性の団体役員等への登用について啓発に取り組みます。

市民の取り組み

- ◎ いろいろな年代の人と交流しましょう。
- ◎ 「男だから・女だから」という理由で区別するのではなく、一人ひとりの適性を活かす工夫をしましょう。
- ◎ 古いしきたりについて、不合理なものがないか話しあってみましょう。
- ◎ 地域の役員について、性別や世代による固定的な役割を分担している意識があるか話し合い、あれば見直しましょう。
- ◎ 世代にかかわらず運動会・敬老会・お祭りやイベントなどの地域行事に参加、協力しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
世代間交流事業	性別・世代を超えた各種事業を実施、支援します。
地域団体役員等への女性の登用促進	地域や団体等における役員への女性の登用を促進するため、研修会の開催と啓発事業を推進します。
地域社会の制度・慣習の見直し	男女平等観に立ち、不合理な慣習の見直しの必要性を理解し、男女差別の慣習の改善を求めるため市民の意識改革に努めます。
地域活動における男女平等意識の醸成	地域活動への男女共同参画を促進するため広報等で啓発し、男女平等意識の醸成に努めます。

② 男女共同参画の視点に立った地域防災活動の推進

地域活動、特に防災・防犯に取り組む中で、女性の視点をはじめ、高齢者、障がい者、外国人等の視点が反映されるよう啓発に努めます。また、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営体制の整備等を図ります。

市民の取り組み

- ◎ 防災や防犯に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
- ◎ 「防災訓練」に、家族みんなで参加しましょう。
- ◎ 突然の災害に慌てず冷静に行動できるように、日頃から地域で話し合しましょう。
- ◎ 災害時に地域避難所として予定されている場所については、日頃から男女が安心して活用できるように整備しておきましょう。
- ◎ ボランティア活動は人とのふれあいの場です。積極的に参加してみましょう。

行政の取り組み

事業	内容
防災・災害における男女共同参画の推進	男女がともに直接に関わりをもって取り組めるような防災計画の立案・災害(復興)対策等の促進を図ります。
地域防災活動への女性の参画促進	自主防災組織の運営を支援します。また、女性の視点を反映できる組織づくりを促進します。
地域活動への支援	地域の大人が、子どもを守る「見守り活動」が活発化し、安全パトロールを実施しています。自発的で継続的な活動を支援します。
ボランティア活動等の情報の提供	地域活動やボランティア活動等に、男性・女性、子どもや高齢者の誰もが気軽に参加できるような情報を提供し、地域の中で互いに支え合う取り組みを支援します。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

① 男性にとっての男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識は、女性よりも男性の方に強い傾向が見られます。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性もより暮らしやすくなるものなので、固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発や相談事業を実施します。

市民の取組み

- ◎ 育児休暇や介護休暇を積極的に取得し、家庭生活・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ◎ 時間外労働を抑制するようみんなで努めましょう。
- ◎ 悩みを1人で抱え込まないで相談しましょう。
- ◎ 固定的な性別役割分担意識をなくしていきましょう。

行政の取組み

事業	内容
男性の働き方の見直し	男性が家庭生活・地域活動に参加しやすくするため、時間外労働の抑制を啓発するとともに働き方の見直しを推進します。
男性の心身の健康維持の増進	男性の自殺予防に関して、様々な困りごとに対応できうる相談体制を整備します。また、男性のうつをはじめとする生涯を通じた心身の健康維持に関する啓発を推進します。

② 子どもにとっての男女共同参画の推進

子どもの頃から男女共同参画を促進し、子どもたち自らが将来を見通した自己形成ができるよう男女平等教育を推進します。またすべての子どもが、健やかに成長できるよう社会全体で子どもを支える取り組みを進めます。

市民の取り組み

- ◎ 子どもの頃から男女平等教育を推進し、男女共同参画の正しい知識と理解を深めましょう。
- ◎ 子どもたちが、安全で安心な社会生活を送ることができるよう地域全体で子どもを支えましょう。

行政の取り組み

事業	内容
子どもの頃からの男女共同参画の理解の推進	幼児教育、学校教育を通じ人権の尊重、男女の平等についての指導の充実を図ります。
子どもにとって安心・安全な社会の推進	児童虐待を根絶するための啓発を促進します。また、貧困、障害等支援が必要な子どもに対する制度を充実します。

(3) 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

① 各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上

男女の比率にクォータ制^{注9}の導入を検討するとともに、公募性の導入に努め女性登用率の向上を目指します。また、女性が社会参画していくために必要な学習の機会や情報を提供します。

注9 不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などといいます。選挙の立候補者や国の審議会の人数などで、男女の比率を偏りが無いように定める方法。

市民の取り組み

- ◎ 女性が政策方針決定の場に参画することにより、世の中や社会のしくみも変わってくると思いませんか。ちょっと勇気を出して声を上げてみましょう。
- ◎ 各種講座に進んで参加しましょう。
- ◎ 自治会・PTA・育成会等の役職へ女性も積極的に参画しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
女性の登用率の向上	クォータ制の導入を検討し、各種行政委員及び審議会等の女性委員登用の向上を目指し、女性参画の拡大に努めます。
女性の人材育成	市政への参画を拡大するため学習会や講座を開催し参画できる人材を育成します。また関係機関からの情報を提供します。
公募制の促進	市政への市民参画を促進させるため、全庁的に公募制をさらに拡大します。

② 市政等への参画の促進

女性が市政に参画しやすい仕組みづくりとしての市民と行政の協働事業と、議会の傍聴等あらゆる機会を通じ市政への参画を促進します。また女性議員との^{注10}交流会を開催します。

注10 政策方針決定過程への女性の参画の拡大を目的に、女性議員との交流会を開催し、市政に提言や質問をすること

市民の取り組み

- ◎ まちづくりに関する懇談会にいつも男性ばかり参加するという世帯はありませんか。性別にこだわらずに女性も参加してみましょう。
- ◎ 女性議員との交流会が開催されます。市政を知り、意見を述べるチャンスです。公募もしますので積極的に参加してみましょう。
- ◎ 男性も女性も市政に関心を持ち、議会の傍聴など積極的に参加しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
まちづくりのための懇談会への市民参加の促進	住みよい南アルプス市のために、まちづくりに関する懇談会や「市民座談会」を実施しています。女性の参加を積極的に呼び掛けます。
女性議員との交流会の開催	女性の市政への参画を積極的に推進し、多くの市民が市政やまちづくりについて一層関心を深める機会として、女性議員との交流会を開催し、女性議員の輩出に繋げていくことを目指します。
議会傍聴の促進	議会の傍聴を促進し市政参画への意識づくりの推進を図ります。CA TV・ホームページで情報の提供に努めます。
市政への直接参加システムの構築	市民と行政の協働を促進します。また政策の立案等に際して、積極的に女性の意見を採り入れ市政に参画する機会を推進します。

(4) 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

① 国際社会の取り組み等の情報収集とその施策への反映

政治・経済・文化などあらゆるレベルでの国際社会における取り組み等の情報の収集、提供に努めます。また外国人住民と日本人住民が異文化への理解を深め、共生の地域づくりを進めていきます。

市民の取り組み

- ◎ 男女共同参画に関する国際情勢に目を向けましょう。
- ◎ 国籍にかかわらず、さまざまな考え方やライフスタイル、文化などに関心を持ちましょう。
- ◎ 外国人住民と日本人住民とがともに多様性を認め合い、あらゆる交流事業等に参加しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
在住外国人との共生	あらゆる外国人が暮らしやすい環境整備の推進や各種講座等の情報を提供します。

② 国際社会の情報収集を目的とした国際交流への取り組み

市内には、多くの外国人が住んでいます。市民がさまざまな国際交流の場に参加し、国際的視点から男女平等意識等を学習する機会を増やし、交流機会の充実を図ると共に、諸外国における男女共同参画の進んだ取り組みを採り入れます。

市民の取り組み

- ◎ 南アルプス市に在住の外国人とふれあい、交流を深め、お互いの国の文化を理解し合いましょう。
- ◎ 国際交流協会等で行っている、海外姉妹都市交流事業や各種講座にも参加してみましょう。
- ◎ 外国で実施されている進んだ取り組みに目をむけましょう。

行政の取り組み

事業	内容
姉妹都市・友好都市 交流活動の推進	海外姉妹都市との交流事業を推進し、国際理解を深めるとともに、先進的な取り組みをしている国の情報収集を行います。 米国 アイオワ州 ウインターセット市・マーシャルタウン市 豪州 ニューサウスウェールズ州 クインビヤン市

4. 男女が平等で共に働きやすい職場づくり

(1) 職場での男女平等の促進

① 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

男女平等のもつ社会的・経済的効果を深く理解し男女平等観にたった労働環境づくりのための啓発活動の支援をします。企業内研修のための情報や研修機会の場を提供します。

市民の取り組み

- ◎ 働いていることの意味を理解し、男女がともに家庭を支えていることを認識しましょう。家事労働を担っている人を思いやり、分担できることは実践してみましょう。
- ◎ 上司、同僚ともどもコミュニケーションをとり、よい人間関係を作りましょう。
- ◎ 経営者、従業員双方が育児、介護等の研修に参加しましょう。
- ◎ 労働に関する法令などを学びましょう。また情報を収集しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
男女雇用機会均等法の周知・啓発	雇用機会と待遇確保を企業に啓発し研修会を実施します。また、県の宣言企業登録を推進します。
再就職も含めた就職への支援	企業ガイダンスの実施、開催当日の託児所設置、また求人情報の設置や雇用情報発信の取り組みを実施します。
非正規雇用に対する雇用環境の整備	非正規雇用に対する雇用環境の整備について事業主に啓発し情報を提供します。
社員を活かすための就労環境の整備	社員一人ひとりを活かすために、企業・事業所等に男女平等観に立った就労環境づくりのための啓発に努めます。

② 働く男女の制度的支援の充実

出産・育児・介護等休業制度の理解を深める学習・講座の開設を支援し、ニーズに応じた保育サービス・育児支援の充実を図ります。

市民の取り組み

- ◎ 育児・介護等休業制度について家族で話しあい、取得してみましょう。
- ◎ 父親・母親が共に育児や介護について話しあいましょう。
- ◎ 育児・介護休業者を理解し、応援しましょう。
- ◎ 家族でコミュニケーションをとり、仕事への意欲、情熱を話しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
育児休業・介護休業制度の周知や関連法規の周知	育児・介護休業関連法規、制度の周知を効果的に行い活用の促進に努めます。
保育サービスと育児支援の充実	必要に応じた保育時間を延長する延長保育や放課後児童クラブの充実を図ります。
子育て支援情報の提供	ホームページ・冊子・パンフレット等による情報提供の充実を図ります。

(2) 農業等における労働環境の整備

② 農業・商工業・自営従事者・女性起業家への就業環境の整備

男女共同参画社会を実現するための交流活動やネットワークづくりの支援と情報提供、家族経営協定の推進、また女性の経済的自立と就業環境の整備に努めます。

市民の取り組み

- ◎ 「男だから、女だから」にとらわれず、自己の能力開発をしましょう。
- ◎ 農業・商工業自営従事者の交流の場でも男女平等を考えるために意見を出し合い、実践していきましょう。
- ◎ 家族間で、家族経営協定について話し合ってみましょう。
- ◎ 仲間づくりを積極的に進めましょう。
- ◎ 女性の視点を生かした産業興し等で経済的自立やネットワークづくりにチャレンジしてみましょう。

行政の取り組み

事業	内容
家族経営協定の締結の促進	農業に従事する女性の役割分担や報酬・労働条件などを家族で明確化し、それに応じた報酬を算出するための「家族経営協定」締結の促進に努めます。
地域の資源を活用した女性起業活動の支援	地域のさまざまな資源を活用する女性がかかわっている事業について支援します。
経営者のレベルアップ・起業家支援	経営者としてレベルアップするための研修案内・起業を目指す人に対し情報提供を行います。
商工会運営支援	地域の商工業の経営指導を行う商工会への運営及び異業種交流の参加呼びかけ等の支援をします。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 調和のとれた労働・家庭生活・地域活動への支援

男女がともに自立し、性別にかかわらず充実した生活を営み、仕事と生活の調和を実現できるよう多様な働き方の環境整備を働きかけます。

市民の取り組み

- ◎ 男性も女性も共に育児・介護休業をとりやすい環境をつくりましょう。
- ◎ 育児中の男女が、育児や家事に時間がとれるような働きやすい環境を整えましょう。
- ◎ 男性も女性も時間外労働を抑制し家庭生活・地域活動に参加する時間を作りましょう
- ◎ 性別で職業を決めることなく、職域を拡大し、職業の選択の自由を推進しましょう。

行政の取り組み

事業	内容
ワークライフバランスの促進	仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を促進し家庭生活・地域活動に参加しやすくするため時間外労働の短縮を事業主や企業に啓発します。
ファミリーサポートセンター ^{注11} の充実	働く母親や父親の子育て支援等を行うファミリーサポートセンターを充実します。
シルバー人材センター事業への支援	シルバー人材センターを活用し、あらゆる活動の場に参加できる時間を確保しワークライフバランスを促進するため、また高齢者が就業機会を確保し経済的自立を促進するためシルバー人材センターの事業に対し支援をします。

注11 地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児介護について助け合う会員組織

5. 男女共同参画プランの推進体制づくり

(1) 推進体制の充実

① 推進機関の充実

プラン推進の実効性を高めるために、推進機関を充実します。

市民の取り組み

- ◎ 男女共同参画を難しく考えず、身近なところからできることを少しずつ始めてみましょう。
- ◎ 推進活動に積極的に協力しましょう。
- ◎ 男女共同参画について理解していきましょう。機会を見つけていろいろな人と話してみましょう。
- ◎ 市の活動もあります。気軽に仲間を誘って参加してみましょう。

行政の取り組み

事業	内容
庁内推進体制の充実	市が全庁的な組織で男女共同参画推進施策に取り組めます。
情報公開の促進	市のホームページ等を充実しハーモニープランの進捗状況を公表します。また、条例(逐条解説含む)・プランを入手可能にします。
推進委員の研修会の充実	男女共同参画の推進を効果的に行うための推進委員の研修を充実します。
プランモニターの設置	プランの影響、成果の浸透度を検証します。
職員の研修会の充実	男女共同参画の理解を深めるため市職員を対象とした研修を充実します。
苦情処理制度の実効化に向けた取り組み	男女共同参画に関する施策に対する苦情処理制度の実効化に向けた取り組みを行います。

② 他団体との連携、情報交換の推進

男女共同参画を推進するためには、他団体との連携が重要です。県や他市町村と情報を共有しながら推進していきます。

市民の取り組み

- ◎ 県の研修会や他市町村のフォーラム等に仲間を誘って積極的に参加しましょう。
- ◎ 市民団体同士がネットワークを作り、男女共同参画について話し合い情報交換をしましょう。

行政の取り組み

県・他市町村との連携	県・他市町村と情報を共有し連携を図ります。
------------	-----------------------

数值目标一览表



数値目標一覧表

No.	基本目標	重点目標	施策の方向	事業名	内容	設定事項	現状値 H25	数値目標 R6
1	男女の 人権の 尊重と その実 現	男女の 人権の 具体化	法制度に関する知識の充実	講演会・学習会の開催と内容の充実	人権が尊重される社会をめざし、憲法、法律、条例等の理解の促進と活用能力の向上に努め学習会を開催します。	男女共同参画を構築するための学習会開催回数	年1回	年1回
2				図書等の充実	男女共同参画に関係する図書の充実に努めます。各図書館の連携を図り、必要な図書や情報の提供に努めます。	男女共同参画コーナーの設置	年1回	年1回
3				メディアへの男女共同参画の視点の投入	広報等の発行	男女共同参画に関する広報・情報誌・ホームページ・CATV等情報の提供をします。市で発行する広報等の内容についてジェンダーによる固定的な内容に偏らない広報等に努めます。	情報誌の発行回数	年1回
4		男女平等教育と意識啓発の推進	家庭・学校・生涯学習等における男女平等教育の推進	人権教育・男女平等教育の推進	各学校や保育所等では、ジェンダーにとらわれない教育を推進し、男女平等を中心とする人権教育の推進を図ります。さらに市の人権擁護委員等の協力を得て市内の保育所や小中学校で学習会を開催します。	人権擁護委員による学習会開催数	年2回	年2回
5				教職員等の研修会実施	男女共同参画社会の理解を深めるため、学校現場で直接児童、生徒を指導する教職員等を対象とした研修等の取組みを促進します。また情報提供にも努めます。	開催回数 参加人数	年1回 50人	年1回 50人
6				男女共同参画に関する生涯学習機会の充実	市民誰もが生涯にわたって社会のあらゆる分野に参画していくため男女共同参画の学習会を開催します。	生涯学習を実践している市民の割合	26.9%	47.0%
7	あらゆる暴力の防止	相談体制の充実	あらゆる暴力防止に向けた学習、啓発の推進	暴力を未然に防ぐためにDVに関する学習会を開催します。また、学校における教育・啓発の推進に努めます。	暴力防止に向けた学習会開催数	—	年1回	
8			相談体制の充実	各関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。関係機関と連携を図りながら情報提供の充実に努めます。	いじめやDV、虐待など人権に関する法律相談回数	年24回	年24回	
9	男女が共に自立して支え合う家庭づくり	家庭での役割分担の推進	多様なライフスタイルに応じた家族づくり	男女共同参画に関する各種講座の開催	家族で協力して、家事・介護・育児等ができるように知識と技術の習得のため開催します。(男性の料理教室・ファミリー料理教室・介護講座・育児教室など)	各種講座開催回数	年1回	年1回
10				市民参加促進の啓発	男女が地域活動へ積極的に参加・促進するための啓発に努めます。	地域コミュニティ活動等へ参加した世帯の割合	—	75.0%
11		子育て支援・介護支援などの環境づくり	家族介護と介護予防への支援の充実	多様な子育て支援の充実	子育て相談の充実	乳幼児の成長発達・親の役割を理解し、安心して子育てができるよう相談体制の充実に努めます。	安心して子育てができる環境整備についての市民満足度	40.6%
12	家族介護支援事業			介護者のつどいを開催します。介護者同士のコミュニケーションの場を設け介護者の心身の負担を軽減し在宅介護を支援します。	健康だと思ふ高齢者の割合	46.1%	52.0%	
13	高齢者介護予防支援事業			地域において自立した生活の継続を目指すため、各地域における介護予防拠点施設等を活用し介護予防の推進を図ります。				

数値目標一覧表

No.	基本目標	重点目標	施策の方向	事業名	内容	設定事項	現状値 H25	数値目標 R6
14	男女が共に自立して支え合う家庭づくり	心とからだの健康支援	心身の健康づくりの充実	成人の各種健康診断の充実	疾病の早期発見、早期治療ならびに自らの健康状態を知るために、年1回必要な健康診断を実施する。	特定健診の受診率	49.5%	60.6%
15				成人の健康教室	子育て中の親であっても自らの健康づくりに役立つために、いつでも親子で参加できるように託児室を設けるなどの体制を整え、健診結果や個人の健康度に合った教室を開催します。	健康保持や生活の質の向上のための研修会等参加者数	6,160人	6,900人
16		自立のための生活支援	生活上の困難に直面する男女への支援	生活困難者への支援	障がい者、ひとり親家庭、また一人暮らし高齢者等における生活上困難に置かれている男女への支援を充実します。	障がい者相談支援事業の相談件数	3,415件	2,500件
17				育児中の親への自立支援	男女、就労の有無にかかわらず育児中の親が経済的、社会的に自立できるよう相談体制を充実し情報提供を行い支援します。	自立支援プログラム策定の数	2件	3件
18	男女共同参画による豊かな地域社会づくり	男女共に世代を超えた地域づくり	地域社会における制度・慣行の見直し	地域団体役員等への女性の登用促進	地域や団体等における役員への女性の登用を促進するため研修会の開催と啓発事業を推進します。	自治会役員総数における女性役員の登用率(組長徐く) 女性役員の数	1.4% 3人	4.0% 5人
19				地域活動における男女平等意識の醸成	地域活動への男女共同参画を促進するため、広報等で啓発し、男女平等意識の醸成に努めます。	地域等で男女差別を感じている市民の割合	24.9%	10.0%
20				地域社会の制度・慣習の見直し	男女平等観に立ち、不合理な慣習の見直しの必要性を理解し、男女差別の慣習の改善を求めため講座の開催や啓発を行い市民の意識の改革に努めます。	研修会開催回数 参加者数	年1回 128人	年1回 200人
21		男女共同参画の視点に立った地域防災活動の推進	防災・災害における男女共同参画の推進	男女がともに直接関わりを持って取り組めるような防災計画の立案・災害(復興)対策等の促進を図ります。	総合防災訓練参加者数	26,304人	31,500人	
22		男性・子ども共同参画の推進	男性にとっての男女共同参画の推進	男性の働き方の見直し	男性が家庭生活・地域活動に参加しやすくするため、時間外労働の抑制を啓発するとともに働き方の見直しを推進します。	市男性職員の育児休業取得率	0.0%	10.0%
23		子ども共同参画の推進	子どもにとっての男女共同参画の推進	子どもにとって安心・安全な社会の推進	児童虐待を根絶するための啓発を促進します。また貧困、障害等支援が必要な子どもに対する制度を充実します。	家庭や地域ぐるみの青少年教育に関する市民満足度	25.7%	46.0%
24	政策、方針決定過程の拡大	各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上	女性の登用率の向上	クォータ制の導入を検討し、各種行政委員及び審議会等の女性委員登用の向上を目指し、女性参画の拡大につとめます。	審議会等における女性委員の比率	36.8%	45.0%	
25			女性の人材育成	市政への参画を拡大するため学習会や講座を開催し参画できる人材を育成します。また関係機関からの情報を提供します。	学習会開催回数 参加人数	年3回 30人	年3回 30人	
26			公募制の促進	市政への市民参画を促進させるため全庁的に公募制を促進します。	公募委員の比率	3.9%	20.0%	

数値目標一覧表

No.	基本目標	重点目標	施策の方向	事業名	内容	設定事項	現状値 H25	数値目標 R6
27	男女共同参画による豊かな地域社会づくり	政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	市政等への参画の促進	まちづくりのための懇談会への市民の参加促進	住みよい南アルプス市のために、まちづくりに関する懇談会や「市民座談会」を実施しています。市民の参加を積極的に呼び掛けます。	男女別参加者数 周知回数	男 151人 女 82人	男 200人 女 200人 2回
28				女性議員との交流会の開催	女性の市政への参画を積極的に推進し、多くの市民が市政やまちづくりについて一層関心を深める機会として、女性議員との交流会を毎年開催し、女性議員の輩出に繋げていくことを目指します。	参加者数	20人	30人
29				議会傍聴の促進	議会の傍聴を促進し市政参画への意識づくりの推進を図ります。CATV・ホームページで情報の提供に努めます。	男女別傍聴者数	男 107人 女 78人	男 140人 女 140人
30	男女共同参画を視野に推入した国際社会を視野に推入した男	国際社会の情報収集を目的とした国際交流への取り組み	姉妹都市・友好都市交流活動の推進	海外姉妹都市との交流事業を推進し、国際理解を深めるとともに、先進的な取組みを行っている国の情報収集を行います。 米国 アイオワ州ウインターセット・マーシャルタウン市 豪州 ニューサウスウェールズ州クインビヤン市	海外姉妹都市との訪問や受け入れなどの国際交流活動についての満足度	17.6%	25.0%	
31			在住外国人との共生	外国人が暮らしやすい環境整備の推進と、各種講座等を開催します。	日本語教室への参加者数	32人	50人	
32	男女が平等で共に働きやすい職場づくり	職場での男女平等の促進	雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保	男女雇用機会均等法の周知・啓発	雇用機会と待遇確保を企業に啓発し研修会を実施します。また県の宣言企業登録を推進します。	研修会開催企業数 宣言企業登録数	0 0	5社 5社
33			再就職も含めた就職への支援	企業ガイダンスの実施、開催当日の託児所設置。求人情報の設置や雇用情報発信の取組みを実施します。	実施回数	年1回	年1回	
34			働く男女の制度的支援の充実	育児休業・介護休業制度の周知や関連法規の周知	育児・介護休業関連法規、制度の周知を効果的に行い活用の促進に努めます。	訪問企業数	0	5社
35			保育サービスと育児支援の充実	必要に応じた保育時間を延長する延長保育や放課後児童クラブの充実を図ります。	放課後児童クラブ数	18箇所	22箇所	
36	ワーク・ライフ・バランスの推進	労働環境等における整備	農業・商工業・自営従事者・女性起業家に対する就業環境の整備	家族経営協定の締結の促進	農業に従事する女性の役割分担や報酬・労働条件などを家族で明確化し、それに合わせた報酬を算出するための「家族経営協定」締結の促進に努めます。	締結数	26件	30件
37		ワーク・ライフ・バランスの推進	調和のとれた労働・家庭生活・地域活動への支援	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を促進し家庭生活・地域活動に参加しやすくするため時間外労働の短縮を事業主や企業に啓発します。	市民アンケートによる仕事と生活の調和が取れていると思う市民の割合	37.3%	50.0%
38	男女共同参画プランの推進体制づくり	推進体制の充実	庁内推進体制の充実	市が全庁的な組織で男女共同参画推進施策に取り組みます。	男女共同参画社会に向けた活動に対する市民満足度	20.5%	30.0%	
39			情報公開の促進	市のホームページ等を充実しハーモニープランの進捗状況を公表します。また、条例(逐条解説含む)・プランを入手可能にします。	推進状況公表回数 アクセス数	年1回 128件	年1回 140件	
40			推進委員の研修会の充実	男女共同参画の推進を効果的に行うため推進委員の研修を充実します。	開催回数	年3回	年3回	
41			職員の研修会の充実	男女共同参画の理解を深めるため市職員を対象とした研修を充実します。	開催回数	年1回	年1回	

資料編

- 日本国憲法（抄）
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）
- 南アルプス市男女共同参画推進条例
- 南アルプス市男女共同参画都市宣言
- 南アルプス市男女共同参画審議会委員名簿

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 第一条～第八条（略）

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 （略）

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 （略）

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 (略)

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条～第四十条、第四章～第九章 (略)

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議

員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 (略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号



目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項

を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上

又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事

項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の

組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

◆-----◆

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条一第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）
- 第五章の二 補則（第二十八條の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者か

らの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変

更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セ

ンターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫を

いう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた

日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所におい

て当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第

四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書

記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に

著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

第四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定

による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

（昭和六十年条約第七号）

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、 窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男

女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使する

ことを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同

一の機会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差

別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題

及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理すること

につき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規

定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

第二十二条 (略)

第六部 (略)

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条～第二十条 (略)

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

南アルプス市男女共同参画推進条例

平成18年12月25日条例第68号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 性別による権利侵害の禁止(第9条・第10条)

第3章 基本的施策(第11条—第26条)

第4章 推進体制の整備(第27条)

第5章 男女共同参画審議会(第28条—第30条)

第6章 補則(第31条)

附則

南アルプス市は、個人の尊重を前提とし、法の下の平等と両性の本質的平等を謳っている日本国憲法の理念及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき、男女共同参画社会の実現に努めている。

本市は、西に北岳を仰ぎ、南に富士山を望み、豊かな自然との共生の中で未来にひらく文化を創造し、すべての市民が真に幸せを実感できるまちづくりを目指している。かかるまちづくりには、男女共同参画が不可欠である。

本市は、平成15年の合併当初から、すべての男女が共に個人を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、自らの意思を持ち、一人ひとりの能力を十分に発揮できるような施策を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に根強く存在し、真の男女平等の達成を妨げている。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び事業者等が一体となり、男女が共に輝き、次世代を担う子どもたちが共に住みたいと願う南アルプス市を目指し、男女共同参画社会の実現に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総

合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 住民登録の有無にかかわらず市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市においてあらゆる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として図られなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会

における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように配慮されること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に、対等に参画できるよう行われること。
- (5) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解するとともに、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重すること。
- (7) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

(市の責務)

- 第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を行うため、必要な財政上の措置を講じなければならない。
 - 4 市は、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上及び人材育成を図るため、職員研修等を実施しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念ののっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。
- 2 男性である市民は、社会のあらゆる分野にお

いて男女の役割を固定化させている従来の慣行を改めるよう努めなければならない。

- 3 女性である市民は、男女の役割を固定化させている従来の慣行を踏襲することなく、自立した個人として対等な関係で男性と社会を形成していけるよう努めなければならない。
- 4 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業活動において、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めなければならない。
 - 3 事業者は、市と工事請負等の契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出るよう努めなければならない。

(自治組織等の責務)

- 第7条** 自治組織等は、基本理念ののっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等男女共同参画を推進するのに弊害となる要因を取り除くよう努めなければならない。
- 2 自治組織等は、市が推進する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。
 - 3 自治組織等における役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないように努めなければならない。
 - 4 市から補助金又は交付金を受けている自治組織等は、市に実績報告と併せて、男女共同参画の推進状況の報告を届け出るよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第8条** 教育に携わる者は、基本理念ののっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、他者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又はそれを助長するような行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画の推進のために基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講ずるよう努めるとともに、南アルプス市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策

を策定し、かつ実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(男女平等教育の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女平等教育を推進するよう努めなければならない。

(施策の策定への配慮)

第16条 市は、あらゆる施策の策定に当たり、企画、立案及び実施において男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第17条 市長は、各種行政委員又は審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員の男女比率に配慮するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に当たっては、前項の規定によるもののほか、必要な場合において、積極的改善措置を講ずるものとする。

(市民への活動支援)

第18条 市は、男女共同参画を推進する市民に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第19条 市は、男女が家庭生活における活動と地域生活又は職業生活における活動とを両立させるために、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(子育てと介護の共助と支援)

第20条 家族を構成する者は、性別により役割を固定することなく、共に助け合い、協力して子どもの養育及び家族の介護をしなければならない。

2 市は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に

行うことができるよう環境整備に努めなければならない。

(事業者への支援)

第21条 市は、事業者に対し雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の発生が事業活動に対する障害となるおそれがあることにかんがみ、当該問題の回避のための情報を提供しなければならない。

(自営業者への支援)

第22条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事するものに対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の表彰)

第23条 市は、男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる市民、事業者等の表彰を行うものとする。

(新たな取組を必要とする分野の推進)

第24条 市は、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災、災害復興、地域おこし、まちづくり、観光及び環境の各分野をいう。)における男女共同参画を推進しなければならない。

(国際的協調のための措置)

第25条 市は、男女共同参画の推進に当たって、国際的協調の下に、外国の地方公共団体等との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第26条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害につ

いて、市民又は事業者等から相談の申出があったときは、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の申出に係る対応において、必要があると認めたときは、南アルプス市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

第4章 推進体制の整備

第27条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 前項に定める体制の整備は、次の各号により行うものとする。

(1) 市は、市、市民及び事業者等が互いに協働して効果的な男女共同参画の推進を図るため、南アルプスハーモニープラン推進会議を置く。

(2) 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、南アルプス市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第26条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項

(3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

3 審議会は前項に定めるもののほか、必要があると認めたときは、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べるができる。

(組織等)

第29条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以上で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第30条 前2条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている南アルプスハーモニープランは、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

南アルプス市男女共同参画都市宣言

平成 18 年 12 月 25 日公告第 136 号

◆.....◆

男性と女性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題である。そのためには、国における取組に加えて、市民の生活に身近な地域社会から、男女共同参画が進められる必要がある。

市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることによって、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的とする。

市民一人ひとりの人権が性別や世代に偏ることなく尊重され、ともに輝き、生きがいのある男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく決意を表明し、次のとおり男女共同参画都市宣言を行う。

「男女共同参画都市宣言」

わたしたちは、美しい南アルプスの豊かな自然と先人の知恵を尊び、未来にひらく文化を創造し、すべての市民が性別や世代に偏ることなく人権を尊重し、一人ひとりがともに輝き、生きがいのある社会の実現をめざすため、ここに男女共同参画都市「南アルプス市」を宣言します。

- 1 男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします。
- 1 男女が性別による差別をなくし、自らの意思で政治、経済、社会、文化などのあらゆる分野に対等に参画できるまちをめざします。
- 1 次世代を担う子どもたち一人ひとりが自立し、個性を生かしながら、いきいきと暮らせるまちをめざします。
- 1 わたしたちは、国際的な視野に立ち、男女がともに支え合う、平和で豊かなまちをめざします。

南アルプス市男女共同参画審議会 委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	所属機関等
会 長	山内 幸雄	学識経験者	憲法学者 山梨大学非常勤講師
委 員	信田 恵三	学識経験者	弁護士
委 員	飯野 多恵子	公共的団体	市女性団体連絡協議会
委 員	清水 うめ子	学識経験者	市女性団体連絡協議会
委 員	荻原 まゆみ	公共的団体	南アルプスハーモニープラン推 進会議
委 員	柳本 光次	事業者	南アルプス市商工会
委 員	小林 由紀	事業者	社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会
委 員	井上 さつき	事業者	南アルプス市農業協同組合
委 員	川崎 芳博	公募	

(敬称略)

第2次南アルプス市男女共同参画基本計画
南アルプスハーモニープラン

発行年月 令和2年3月

発行 南アルプス市

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原 376

TEL 055-282-1111 (代) FAX 055-282-1112 (代)

<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp>

編集 市民部 市民活動支援課



南アルプス ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生した
まちづくりを進めています。